

① 障がい児・者福祉政策について

平成26年1月政府は、障害者権利条約に批准し、平成28年4月、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、略して「障害者差別解消法」が施行されました。又、平成26年4月、長崎県は、「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」が施行され7年が経過し、これによる差別的扱いの禁止や合理的配慮を求めるまちづくりが推進されています。本町においても第4次障害者計画など策定しこれに順守し施行されているところであります。障害の有無にかかわらず、誰でもが分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重しあう共生社会の実現が更に求められます。障害のある人が住みよい町づくりは、誰にでも快適に住みよい町になると考えます。そこで、これからの障害児、者に対する社会環境改善に伴う政策についてお聞きします。

- (1) 第5期障害福祉計画の評価と課題及び第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の進捗状況を伺う
- (2) 長与町内に「障がい児・者のためのグループホームや介護施設」等の構築の考えはないのか伺う

② 小・中学校における「男女混合名簿」導入について

ダイバーシティ（多様性）の観点から、子どもたちの人権を尊重するための一助となる「男女混合名簿」導入についての考えを伺う

③ 「長与町における性暴力を根絶し、性被害から町民等を守るための条例」制定等について

昨今、特に女性・子ども等を取り巻く性暴力事件が社会問題となっています。誰でもが安心安全に暮らせる地域社会形成のための条例制定と環境改善についてお聞きします。

- (1) 本町における「性暴力根絶について」の考えと町民等への周知はどのようにされているのか伺う
- (2) 学童・生徒等に対する性暴力への意識・理解・周知はどのようにされているのか伺う
- (3) 「長与町における性暴力を根絶し、性被害から町民等を守るための条例」制定等について伺う